

【紙申請】宅地建物取引業者名簿登載事項変更届 チェックリスト

●提出方法

業者の主たる事務所	和歌山市、海南市、海草郡の区域	左記以外
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部又は県庁建築住宅課
提出部数	正本1通、副本1通	
備考	書類の控えが必要な場合は、部数に副本1通を加算。（窓口で受付印を押印して返却します。）	

●チェックリスト

変更事項	提出書類	提出	添付書類及び注意事項
1 商号又は名称	・名簿登載事項変更届出書（第一面） ・免許証書換え交付申請書	○	免許証原本 所属の宅建士は、登録の従事先名を一致させるため、別途「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を提出のこと。
2 法人の役員の就任 （氏名の変更を含む）	・名簿登載事項変更届出書（第一面、第二面） ・免許証書換え交付申請書（代表者のみ）	○ ○ ○ 法 ○ ○ ○	誓約書※免許申請書の添付書類(2) 略歴書※免許申請書の添付書類(3) 代表者等の連絡先に関する調書※免許申請書の添付書類(9) 法人の履歴事項全部証明書は原則として添付不要。(注3参照) 身分証明書 登記されていないことの証明書 「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」については下記注意事項を参照。 免許証原本（代表者に変更のある場合のみ）
3 法人の役員の退任	・名簿登載事項変更届出書（第一面、第二面）	法	法人の履歴事項全部証明書は原則として添付不要。(注3参照)
4 政令で定める使用人の変更 （氏名の変更を含む）	・名簿登載事項変更届出書（第一面、第三面）	○ ○ ○ ○ ○	誓約書※免許申請書の添付書類(2) 略歴書※免許申請書の添付書類(3) 代表者等の連絡先に関する調書※免許申請書の添付書類(9) 身分証明書 登記されていないことの証明書 「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」については下記注意事項を参照。
※退任のみ、氏名変更のみの場合は添付書類不要			
5 専任の取引士の就任	・名簿登載事項変更届出書（第一面、第四面）	○ ○ ○ ○	専任の取引士は、必ず事前に「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を登録を受けた都道府県に提出し、登録上の勤務先を変更しておくこと。なお、他の都道府県で手続をした方は変更登録申請が受理されたことを確認できる資料の提出を求める場合がある。 専任の取引士設置証明書※免許申請書の添付書類(4) 略歴書(専任の宅地建物取引士等) ※免許申請書の添付書類(8) 「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」については添付不要。
6 専任の取引士の退任	・名簿登載事項変更届出書（第一面、第四面）	○	専任の取引士設置証明書※免許申請書の添付書類(4) 宅建士は、登録の従事先名を一致させるため、別途「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を提出のこと。

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のものであること。

注2 「提出」欄の「○」は法人及び個人の両方、「法」は法人のみ、「個」は個人のみで提出が必要であることを意味します。

注3 農業協同組合等、役員の登記を必要としない法人の場合は、役員の選出についての会議の議事録等の写しの提出が必要

●「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」の注意事項

身分証明書（原本） ※ 本籍地の市区町村が発行するもの。運転免許証やパスポート等ではない。	・①代表者、②役員、③政令使用人、④相談役及び顧問について添付。 ・代表者が未成年の場合は本人の「身分証明書」のほか、法定代理人の同意書、続 ・日本在住の外国籍の方の場合は住民票の抄本（国籍が記載されているもの） ・外国在住の外国籍の方の場合はパスポートの写し等
登記されていないことの証明書（原本） ※ 法務局（本局）で交付又は医師の診断書	・①代表者、②役員、③政令使用人、④相談役及び顧問について添付。 ・医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通 ・外国籍の方も必要。

注 新たに法人の役員、もしくは政令使用人に就任する方が、次のいずれかに該当する場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書の提出は不要。

・既に法人の役員、もしくは政令使用人として県に備え付けられている宅地建物取引業者名簿に氏名が登載されている。

・令和6年5月24日以前に専任取引士として県に備え付けられている宅地建物取引業者名簿に氏名が登載されており、令和6年5月25日以降に業者免許の更新申請をしていない。

7	主たる事務所、従たる事務所の移転（号室の変更、増改築を含む）	・名簿登載事項変更届出書（第一面、第三面） ・免許証書換え交付申請書（主たる事務所の移転の場合のみ）	○ 事務所を使用する権原に関する書面※免許申請書の添付書類(7) ・事務所として使用する権限を確認するため、別途その事実を証する書面の写しの提出を求める場合がある。 ○ 事務所の案内図※免許申請書に添付するものと同様 ○ 事務所の平面図※免許申請書に添付するものと同様 ○ 事務所のカラー写真 ①全景、②事務所入口付近（部屋番号の表示等があれば写し込む）、③事務所の内部全体の様子がわかるもの（撮影方向を変えて2枚以上）の計4枚以上添付すること。 事務所内部の写真は、業者票及び報酬額表の掲示が確認できるものであること。 法 法人の履歴事項全部証明書は原則として添付不要。 ○ 免許証原本（主たる事務所の移転の場合のみ）
8	従たる事務所の新設	・名簿登載事項変更届出書（第一面、第三面、第四面）	○ 「4 政令で定める使用人」に関する書類 ○ 「5 専任の取引士」に関する書類 ○ 「7 従たる事務所」に関する書類 ○ 営業保証金の供託を証する下記の書類 ・保証協会会員の場合 弁済業務保証金分担金納付書の写し ・自己供託の場合 営業保証金供託済届出書及び供託書の写し
9	従たる事務所の廃止又は名称の変更	・名簿登載事項変更届出書（第一面、第三面） 廃止の場合は第四面も必要	○ 法人の履歴事項全部証明書は原則として添付不要。
委任状			○ 代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類			○ 代理人の顔写真付きの身分証明書の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のものであること。

注2 「提出」欄の「○」は法人及び個人の両方、「法」は法人のみ、「個」は個人のみで提出が必要であることを意味します。

●提出窓口一覧

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課 企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町財部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	田辺市、白浜町 上富田町	〒646-8580田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町 古座川町	〒649-3503東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	新宮市、那智勝浦町 太地町、北山村	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624